

所沢市再エネ電気切替推進補助事業 登録の手引き



2050年までに
CO₂排出量実質ゼロを目指します

令和8年4月
所沢市まちごとエコタウン推進課

1. 所沢市再エネ電気切替推進補助事業

所沢市（以下「市」といいます。）では2050年までに市内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す、ゼロカーボンシティを宣言しており、二酸化炭素の排出量を削減することが急務となっています。

再エネ電気切替推進補助事業（以下「本事業」といいます。）とは、家庭や事業所で使用する電気を「再生可能エネルギー100パーセント電気プラン（再エネ電気プラン）」へ切り替えた市民や事業者等に対し、一定額の補助金を交付する事業です。本事業により、市域における再生可能エネルギー電気（以下「再エネ電気」といいます。）の利用を普及推進し、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

また、所沢市再エネ電気切替推進補助事業登録制度実施要領（以下「要領」といいます。）第7条の規定により登録決定通知を受けた事業者（以下「登録事業者」といいます。）と市が連携し、再エネ電気の周知・啓発を積極的に行っていくことで、市域における再エネ電気の利用を普及推進します。

2. 用語の定義

（1）再エネ電気

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第1項に規定する再エネ電気が100パーセントであるもの又は再エネ由来であることを指定した非化石証書（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成22年経済産業省令第43号）第4条第1項第2号に規定する非化石証書をいう。）等で環境価値を補完されることにより、再エネ電気が実質100パーセントとなるもの。

（2）登録対象プラン

次に掲げる要件をいずれも満たすものをいいます。

- ・ 低圧契約の対象となる電力プランであり、再エネ電気を供給するものであること。
- ・ 料金体系が透明性を持ち、利用者にとって理解しやすいプランであること。

（3）登録プラン

要領により市に登録されたプランをいいます。

（4）市税

所沢市税条例（昭和25年告示第76号）第3条に掲げる税目をいいます。

3. 登録のメリット

本登録制度を活用することで、以下のメリットが見込まれます。

- 登録プランであることの広告宣伝等での表記許可
- 登録プランの注目度の向上
- 登録プランの普及啓発を市と協働することによる効率化

4. 申請者の要件

以下の事項をすべて満たす法人が対象です。

- 小売電気事業者（電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定するものをいう。）又は小売電気事業者が行う小売供給に関する契約の締結の取次ぎを業として行う者であり、第 3 条に規定する登録対象プランを提供する法人であること。
- 市内に事務所又は事業所を有する法人であり、市税を滞納していないこと。
- 次の申立てがなされていないこと。
 - ・会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条に基づく更生手続開始の申立て
 - ・民事再生法(平成 11 年法律第 255 号)第 21 条に基づく再生手続開始の申立て
 - ・破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て
- 事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること(債務超過の状態にないこと。)。
- 契約内容について適切な情報提供を行う体制が整備されていること。
- 所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱(平成 20 年 3 月 28 日要綱)に基づく参加停止を受けていないこと。
- 所沢市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員が関与していないこと。
- その他所沢市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なう恐れがないこと。
- 市と連携して市が行う再エネ普及促進事業に積極的に協力する意思があること。

5. 登録プランの要件

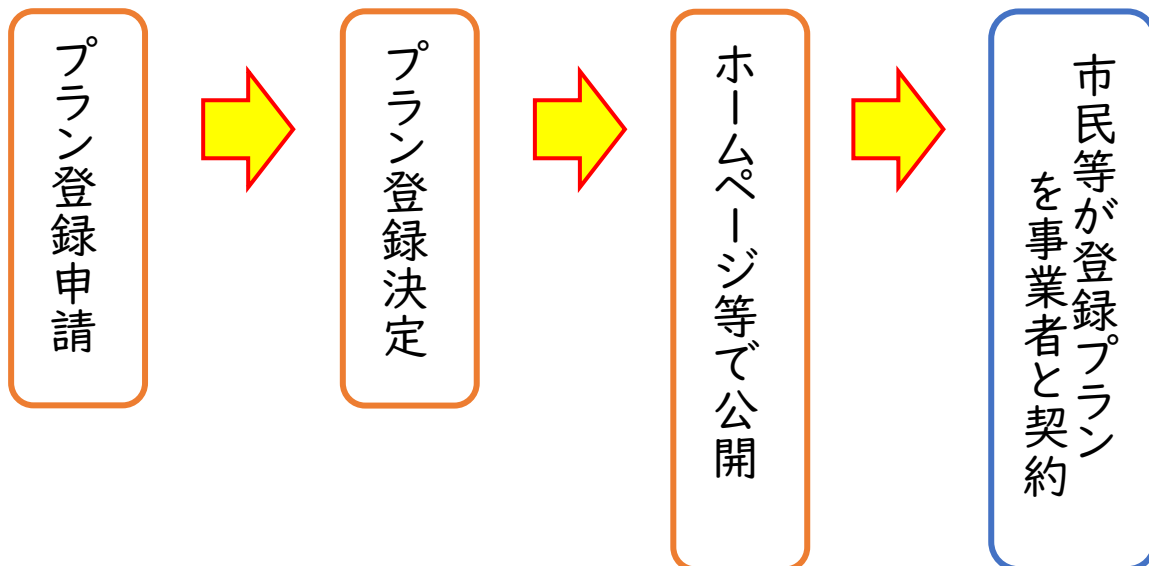
次に掲げる要件をいずれも満たすプラン（登録を希望する登録対象プラン）が対象です。

- 低圧契約の対象となる電力プランであり、再エネ電気を供給するものであること。
- 料金体系が透明性を持ち、利用者にとって理解しやすいプランであること。

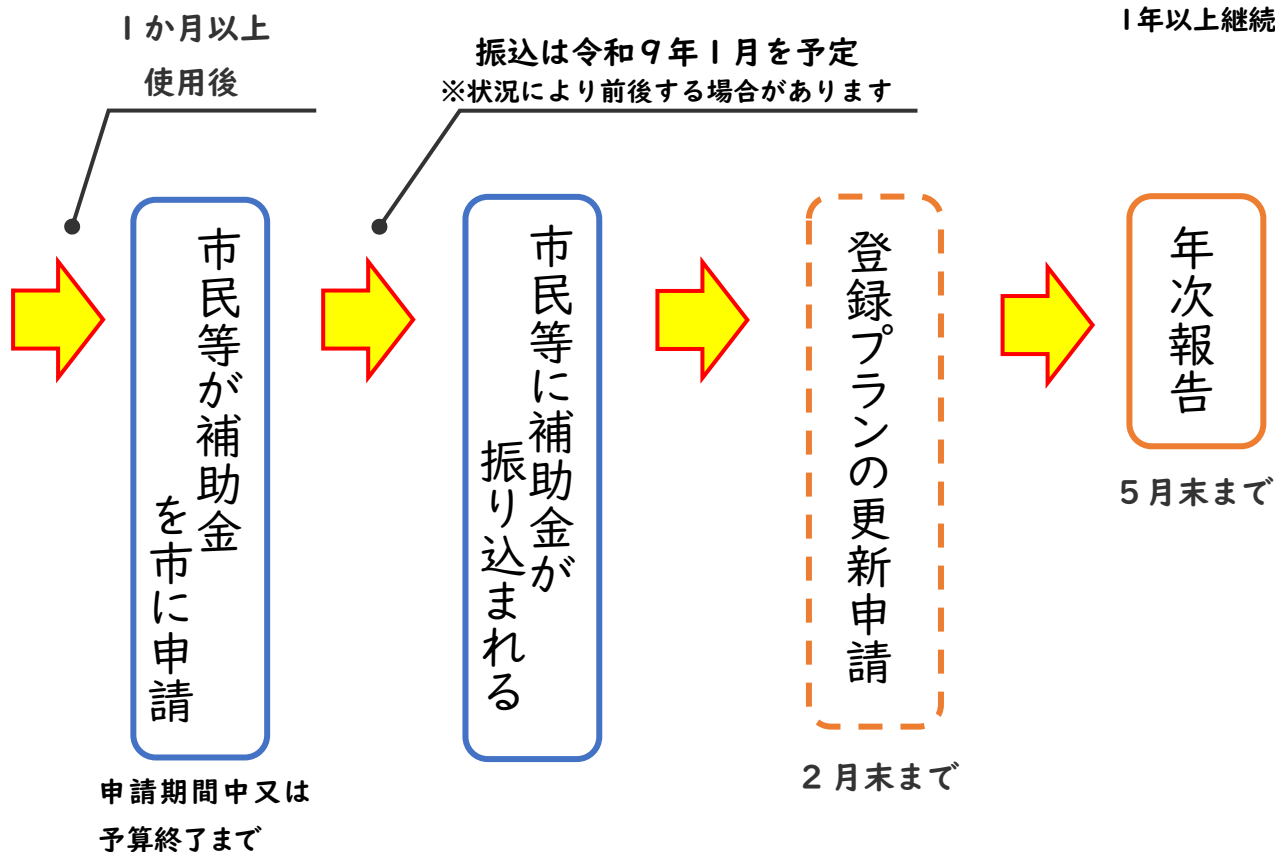
6. 登録申請及び本事業の流れ（概要図）

 : 事業者に関する手続き

 : 市民等に関する手続き



原則、契約を
1年以上継続



7. 登録手続き

① 必要書類

要領に基づき登録対象プランの登録を申請する場合は、以下の書類をご提出ください。

【登録申請書類一式】

- 所沢市再エネ電気切替推進補助事業登録申請書（様式第1号）
- 登録対象プラン内容（様式第2号）
- 商業登記簿謄本(現在事項証明書)、開業届等、事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し
- 市税の直近年度の納税証明書
- 直近の会計年度の財務諸表(損益計算書、貸借対照表)
- 登録を希望するプランの料金体系のわかる書類
- 登録を希望するプランが登録プランの要件を満たすことがわかる書類（電源構成比等）
- 登録対象プランに関する約款及び契約者へ提示する料金シミュレーションの例（30A で毎月 400kWh 使用した場合を想定）
- その他所沢市が提出を求めた書類

② 提出方法

原則、電子データにより「12. 申請書提出先」に記載のあるメールアドレスに必要な書類を添付の上、提出してください。

なお、10MB を超える資料は、メールを受信することができない可能性があるため、その際は、下記問い合わせ先までお電話でご一報ください。

③ 申請期間

各年度4月1日から2月末まで

④ 登録決定

市は提出された登録申請書類の審査を行い、要領に規定する要件を全て満たすと確認された場合、登録を行い、申請者に文書（所沢市再エネ電気切替推進補助事業登録決定通知書(様式第3号)）によりその旨通知します。

※市民等が登録決定通知日より前に登録プランに切り替えた場合、本事業の対象となりません。

⑤ 登録期間

書面で通知する登録の日から登録された日に属する年度の末までです。

⑥ 登録の更新

登録プランについて、市は年度ごとに所沢市再エネ電気切替推進補助事業登録更新意思確認書(様式第4号)を登録事業者に送付し、更新の意思を確認します。

更新を希望する登録事業者は、以下の書類を毎年2月末までに「12.申請書提出先」に提出してください。市は提出された書類等に基づいて更新の可否を判断・決定した上で、当該事業者に通知します。

【更新申請書類一式】

- 所沢市再エネ電気切替推進補助事業登録更新意思確認書(様式第4号)
- 所沢市再エネ電気切替推進補助事業登録申請書(様式第1号) ※1
- 登録対象プラン内容(様式第2号) ※1
- 市税の直近年度の納税証明書 ※2
- 直近の会計年度の財務諸表 ※2

※1 市が再提出を求める場合のみ

※2 既に提出している場合は提出不要

なお、登録プランの全てにおいて更新を希望しない場合、登録辞退(以下⑧)の手続きをお願いします。

⑦ 登録の変更

登録プランの内容の変更を希望するとき、又は変更が生じたときは、速やかに所沢市再エネ電気切替推進補助事業登録変更承認申請書(様式第6号)に、変更内容のわかる書類を添えて申請書提出先に提出してください。

⑧ 登録の辞退

登録プランの一部又は全部の登録を辞退するときは、所沢市再エネ電気切替推進補助事業登録辞退届出書(様式第8号)を申請書提出先に提出してください。

⑨ 登録の取消

次のいずれかに該当する場合は、状況に応じて市が判断・決定した上で、該当する登録プランを取り消します。

- (1) 要領に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 本事業に関する申請内容に虚偽があったとき。
- (3) 要領に掲げる遵守事項を遵守しなかったとき。
- (4) その他市長が登録を取り消す必要があると認めたとき。

市は、登録を取り消したときは、事業者に書面により通知します。

登録が取り消された事業者は、登録取消日から1年間は再度登録を申請することができません。

⑩ 書類の取扱い

- 申請書類の著作権は申請者に帰属します。
- 申請書類は審査及び登録後の事業運営に使用します。
- 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

8. 公表

登録プランを市ホームページ、チラシに掲載する等により公表します。

9. 協力

登録プランに係る契約状況や、市域の再エネ電気の使用に関する調査にご協力ください。また、市と連携した再エネ電気の周知・啓発を積極的に行ってください。

10. 年次報告

登録事業者は、昨年度の再エネ電気等に関する販売実績等を所沢市再エネ電気切替推進補助事業年次報告書(様式第10号)に必要事項を記載し、毎年5月末までに市へ提出してください。

11. 遵守事項（要領第16条関係）

以下の項目を遵守してください。

- 苦情を受けた場合及びトラブル等が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じ、誠意ある対応をすること。
- 要領に掲げる各要件を満たさなくなった場合、速やかに市に報告すること。
- 個人情報の取扱いについては、関連法令を遵守し、適切に管理すること。
- 登録プランに係る契約にあたり取得した関係書類等については、契約の日の属する年度の翌年度から5年間保管すること。
- 関係書類等の保存期間が満了しない間に当該法人が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は市長)に当該書類を引き継ぐこと。
- 登録事業者は、登録プランに係る契約状況等、市が行う調査に協力すること。

12. 申請書提出先

〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
所沢市環境クリーン部まちごとエコタウン推進課（市役所5階）
所沢市再エネ電気切替推進補助金事業担当
E-Mail：a9133@city.tokorozawa.lg.jp

【所沢市再エネ電気切替推進補助金事業に関する問い合わせ先】

〒359-8501

埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市環境クリーン部まちごとエコタウン推進課（市役所5階）

所沢市再エネ電気切替推進補助金事業担当

TEL：04-2998-9133（平日 8:30～17:15）

※令和8年10月より受付時間の変更を予定しています。最新の情報は、お問合せいただくか、HPをご覧ください。

E-Mail：a9133@city.tokorozawa.lg.jp